

令和5年6月28日

宜野座村商工会 会員各位

漢那ダムまつり実行委員会
委員長 當 眞 淳

第30回漢那ダムまつり出店募集について

みだしの件につきまして、第30回漢那ダムまつりを下記のとおり開催いたします。出店事業者を募集いたしますので、ご希望の方は、漢那ダムまつり実行委員会事務局(役場観光商工課)までお申し込みください。出店数には限りがございますので、お早めのお申し込みをお願いします。

記

日 時 : 令和5年8月20日(日)
営業時間 : 午前10時～午後6時(片付け含む)
場 所 : 漢那ダム湖畔公園
募集期間 : 7月3日(月)～7月10日(月)
募集業種 : 飲食業
申 込 先 : 観光商工課

提出書類 第30回漢那ダムまつり 出店申込書
第30回漢那ダムまつり 出展誓約書
営業許可証等の写し

お問い合わせ
宜野座村役場観光商工課
担当: 幸喜
TEL: 098-968-5125
FAX: 098-968-5037

第 30 回漢那ダムまつり 出店申込書

令和 年 月 日

事業所名			
フリガナ 代 表 者	フリガナ 現 場 責 任 者
電話番号 (携 帯)		メ ー ル ア ド レ ス	
住 所	〒.....		

出店区画	<input type="checkbox"/> テント内 <input type="checkbox"/> 移動販売車		
販売形態	<input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 惣菜・弁当 <input type="checkbox"/> その他		
	販売商品	販売金額(税込)	
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円
			円

【添付書類】

営業許可証の写し(必須業種)

問い合わせ・申込先

宜野座村観光商工課

〒904-1392

沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座 296 番地

TEL098-968-5125

FAX098-968-5037

第 30 回漢那ダムまつり出店誓約書

私は、出店を申し込むにあたり、出店が決定した場合には「第 30 回漢那ダムまつり出店要項」を十分理解の上、下記の記載内容を厳守する事を誓約いたします。

なお、下記の事項及びに違反した場合、主催者及び関係機関の処分に従い、異議を申し立てない事を承諾いたします。

《誓約事項》

- 1 私は暴力団又は暴力団員等又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当する者ではなく、かつ、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと、その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して利益を追求する者でないことを誓約します。また、必要に応じて、沖縄県警察本部に身分を照会することを承諾します。
- 2 私は、出店にあたり、適切な保険に加入し、いかなる時も周囲への安全に十分注意します。万一、自店過失により、来場者、他出店者、器物等へ損害を発生させた場合は、一切の責任を負います。
- 3 出店申込書に名義貸し等の虚偽の記入、転貸等その他不正による出店申込は一切いたしません。
- 4 私は、出店にあたり、来場者や他の出店者に対し粗暴な言動、行動等をして不快を与えるような行為はいたしません。
- 5 私は、出店にあたり、衛生管理を徹底し防災・防火の安全管理並びにごみの処分方法等について、主催者の指示に従います。
- 6 主催者及びその関係者の指示並びにテナント出店要項に従い、漢那ダムまつり運営に全面的に協力します。
- 7 上記各事項に偽りがあった場合は、出店の不承認、出店承認の取り消し、露店等の撤去措置をとられても、一切異議申し立てを致しません。

令和 年 月 日

漢那ダムまつり実行委員会
会長 當 眞 淳 殿

(自 署)

住 所：

事業所名：

誓 約 者：

印

連 絡 先：

第30回漢那ダムまつり 出店要綱

1. 第30回漢那ダムまつりの出店に関する一切の事項は、この要綱による。
2. 出店事業所の要件
 - 1) 宜野座村商工会会員
 - 2) 沖縄県出店業協同組合会員
 - 3) その他漢那ダムまつり実行委員長の認めるもの
3. 出店に関しては宜野座村商工会会員を優先する。
4. 村外の出店業者は、沖縄県出店業協同組合にて受付することとする。
5. 出店業者は、この要綱を厳守しなければならない。
6. 出店基準
 - 1) 法令等により許認可を必要とする業種の場合は、その許認可を受けているものであること。
7. 出店料
 - 1) 村内事業所 2,000円
 - 2) 村外事業所 5,000円
8. 漢那ダムまつり実行委員会は、出店業者がこの要綱に反する行為を行った場合には、その業者に対し退去を命じ、次回からの出店は一切認めない。
9. 出店留意事項
 - 1) 指定された場所を他人に転貸し又は目的外に使用してはならない。
 - 2) 指定された場所以外で物品を売買してはならない。
 - 3) 全ての商品に必ず商品価格を表示する。
 - 4) 不正な価格で物品を販売してはならない。
 - 5) 店舗前が見やすい場所に必ず営業許可証を表示する。許可証のない店舗は営業を一切認めない
 - 6) 販売商品は出来る限り県産物を使用するようにする。
 - 7) 営業時間を厳守すること。
 - 8) 飲食物を取り扱う業者の場合は、特に品質管理を十分に行い、手洗い等はこまめに行うこと。又それに要する水は各自で貯水器などを設置し衛生管理を十分に行うこと。残飯等(油等)は各自で準備したバケツ等に入れ各自で処理すること。排水溝及びゴミ処理コンテナに捨てないこと。
 - 9) 盗難及び危険防止等のために営業に伴う管理を十分に行うこと。
 - 10) まつりの途中で引き上げる場合は、必ずその旨を連絡すること。
 - 11) 各自の店舗周辺のゴミ等は分別し指定された場所に集めること。
10. 営業時間

開店時間……午前10時

閉店時間……午後6時まで(片付け含む)
11. 設営及び撤去
 - 1) 店舗の設置については、前日から可能である。
 - 2) 撤去は、まつり終了後の翌日午前中までにすべて完了させること。
 - 3) 会場への車の乗り入れは1台のみとします。駐車の際、通行証をフロントガラスに張り付けて下さい。他の車につきましては、午前9時には会場の外に移動していただきます。
12. 感染症対策について

沖縄県出店業事業協同組合が出している、【出店業における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン】を徹底すること。